

## 郵便切手一覧表（東京簡易裁判所）

裁判等を申し立てる際に、当事者の呼出しなどに使用するための郵便切手を納めていただく必要があります。納めていただく郵便切手の額及び内訳は、次のとおりです。これは、東京簡易裁判所の取扱いであり、納めていただく郵便切手の額及び内訳は、裁判所によって異なりますので、申立てをされる裁判所へお問合せください。

手続進行後、郵便切手が不足する場合は追加納付を求めることがあります。また、手続終了後、未使用の郵便切手がある場合は返還します。

	通常訴訟 少額訴訟		控訴 (一審簡裁)		抗告 (原審簡裁)		調 停				訴え提起前の 和解		公示催告		支払督促		意思表示の公 示送達			
	一 般		特 定 調 停																	
切手合計	6000円		4800円		2600円		2950円				500円		750円		2460円		1390円		1210円	
内訳	500円	8枚	500円	8枚	500円	4枚	500円	2枚	100円	4枚	500円	1枚	500円	2枚	500円	2枚	500円	2枚	500円	2枚
	110円	10枚	110円	4枚	110円	2枚	100円	16枚	10円	10枚	110円	1枚	350円	2枚	100円	3枚	50円	2枚		
	100円	5枚	100円	2枚	100円	2枚	50円	4枚			50円	1枚	180円	1枚	50円	1枚	20円	4枚		
	50円	5枚	50円	2枚	20円	4枚	10円	15枚			40円	1枚	110円	2枚	10円	4枚	10円	3枚		
	20円	5枚	20円	2枚	10円	10枚					20円	2枚	100円	2枚						
	10円	5枚	10円	2枚							10円	1枚	40円	3枚						
													10円	4枚						
備考	ただし、当事者1名増すごとに2440円分追加  内訳 500円 4枚 110円 4枚		ただし、当事者1名増すごとに2440円分追加  内訳 500円 4枚 110円 4枚 ただし、控訴人が複数であっても、共通の代理人がいる場合は、加える必要はありません。		ただし、当事者1名増すごとに2600円分追加  内訳は上と同じ ただし、抗告人が複数であっても、共通する代理人がいる場合は、加える必要はありません。		ただし、当事者1名増すごとに1330円分追加  内訳 500円 1枚 100円 8枚 10円 3枚				ただし、当事者1名増すごとに500円分追加  内訳は上と同じ		和解調書正本の双方への特別送達が必要な場合は2440円分追加  内訳 500円 4枚 110円 4枚		ただし、当事者1名増すごとに1250円分追加  内訳 500円 2枚 100円 2枚 50円 1枚 ※ なお、通常はがき(85円)を債務者数分用意し、宛名に債権者の住所、氏名を記入してください。					